

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

（現状）

中心市街地の人口は増加傾向にあり、今後も、当面は増加していくことが予想されており、マンション需要の高さから、マンション建設の動向も確認される。

一方で、(都)中央通停車場線の後背地となる住宅地には古い住宅も多く、令和元年度の空き家実態調査では、市内全310戸の空き家のうち、中心市街地を含む本町地区には31戸の空き家が所在している。(令和2年3月末時点)

（街なか居住の促進及び居住環境向上の必要性）

中心市街地は、商業機能や都市福利機能の集積があるほか、公共交通ネットワークや道路等のインフラが整備されており、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の最適地である。そのため、今後も生活環境や商業環境を維持・向上していくほか、老朽化によって倒壊の危険性や治安の悪化、景観の悪化を引き起こす可能性のある空き家等については、空き家等対策事業や空き家等に特化した窓口の運営等を継続していく必要がある。

（フォローアップの考え方）

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗状況の調査を行い、着実な進捗を図る。また、中心市街地の活性化の状況や、目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の推進等の改善措置を講じるものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 空き家等対策事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	志木市
【事業内容】	本事業は、空き家等の適正管理、利活用、予防を基本方針とし、市民・事業者・行政が連携を図りながら空き家等対策に取り組み、地域活性化やコミュニティ機能の促進を図るものである。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	目標①活発な商業活動が行われる環境形成
【目標指標】	5 年間の建築確認申請件数(商業系住宅・店舗)
【活性化に資する理由】	目標 1 の達成に資する事業と位置付けられ、本事業の実施により、地域活性化やコミュニティ機能の促進を図ることで、目標指標 1 の増加に寄与するため。

【事業名】 空き家等に特化した窓口の運営事業

【事業実施時期】	令和 3 年度～令和 7 年度
【実施主体】	志木市、協力団体
【事業内容】	本事業は、「第二期志木市空き家等対策計画」に基づき、弁護士や土地家屋調査士などの専門家で構成される協力団体により、管理・利活用等の空き家特有の相談をワンストップで実施するものである。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	目標①活発な商業活動が行われる環境形成
【目標指標】	5 年間の建築確認申請件数(商業系住宅・店舗)
【活性化に資する理由】	目標 1 の達成に資する事業と位置付けられ、本事業の実施により、地域活性化やコミュニティ機能の促進を図ることで、目標指標 1 の増加に寄与するため。